

「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約監視委員会」の審査概要について

【問い合わせ先】

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
総務部会計課契約第二係
電話 072-641-9860

令和5年度国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約監視委員会の事後点検の結果についてお知らせ致します。

【経緯】

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、外部有識者及び当研究所監事で構成する「契約監視委員会」（平成22年1月8日設置）において、閣議決定に明記されている契約について、点検、見直しの審議が行われることとなりました。

令和5年度国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約監視委員会

開催日時 及び場所	令和6年2月29日（木）14：00～16：00 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 大阪本所 （大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目6番8号）
委員 （敬称略）	中村 洋（慶應義塾大学大学院経営管理研究科教授） 石崎 一登（公認会計士） 寺澤 良雄（国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所監事） 榎 裕美（国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所監事） 西村 和弘（国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所相談役）

議事概要

審議対象：令和5年1月から令和5年12月までに契約を締結したもの

点検結果
<p>○1者応札について 入札に参加した業者が1者であった要因として地理的な実状による場合もあることは理解できるが、参加条件が限定的にならないように注意し、今後もサプライヤーの開拓に努められたい。</p> <p>○総合評価落札方式について 技術点と価格点を評価し業者を特定する方式であることから、予定価格の設定に留意し合理的な調達を行うよう努められたい。</p> <p>○差戻しがあった案件について 入札公告の決裁の際に差戻しがあると事務処理上も非効率であり、調達予定が遅れるなど事業にも影響があることから、例えば高額なものやパソコンなど汎用機器を調達する場合は契約監視委員会による事前審査を行う前に研究室等から幹部に対して予め説明を行うなど効率的な運用を検討されたい。</p>

今後の対応

- ・ 受託者条件の設定にあたっては参加者が限定的にならないよう、条件の内容を十分に精査し設定する。
- ・ 総合評価落札方式を行う際は調達目的などを踏まえ、技術点と価格点の配分に留意し予定価格を設定する。
- ・ 契約監視委員会の事前審査が必要な案件については円滑な事務処理を行うため、予め関係者が調達内容について理解した上で事前審査を行うよう効率的な運用を検討する。

以上